

GMT登録通訳案内士 業務委託報酬基準の改定について

2024年2月16日

JTBグローバルマーケティング&トラベル

仕入商品販売部 オペレーション1課

齊藤 利治

**GMT登録通訳案内士業務委託報酬基準
及び
クルーズ専用 通訳案内士業務委託報酬基準
を改定いたします**

目次

I. 業務委託報酬の改定について

II. 改定のポイント

III. その他

目次

I. 業務委託報酬の改定について

II. 改定のポイント

III. その他

報酬改定に至った理由

急速な訪日需要回復への対応

・社会環境の変化

コロナ禍後の世界経済回復に伴い、社会環境が急激に変化している。
お客様のニーズも多種多様に变化しており、GMTからの要望も多様化している

・報酬体系の見直し

長い間、根本的な見直しを行わず、部分最適を図ってきた結果、
追加報酬を中心に、報酬体系が複雑化し、精算に負荷が生じている

・現場最前線で業務を行っている通訳案内士様のご意見を反映

適用の条件面含め、不利益や煩雑となっていないか全面的に再考した

報酬改定に至った理由

人財不足解消への“打ち手”

- 通訳案内士の業務が、業界全体で魅力的な職業となるように
- 登録の通訳案内士の皆様が、GMTのファンとなるように

目次

I. 業務委託基本報酬の改定について

II. 改定のポイント

III. その他

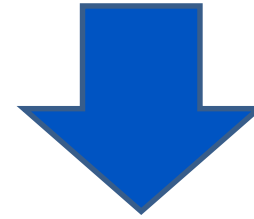
GMT登録通訳案内士業務委託報酬基準

<2023年10月1日～有効>

単位:円

基準時間 人員ベース	基本報酬(適格請求書発行事業者)				基本報酬(消費税免税事業者)			
	半日4 4時間	半日6 6時間	一日10 10時間	一日13 13時間	半日4 4時間	半日6 6時間	一日10 10時間	一日13 13時間
FIT(1-9名)	21,000	25,200	29,500	35,700	20,700	24,800	29,000	35,100
団体(10名UP)	24,200	28,400	33,700	39,900	23,800	27,900	33,100	39,200

2024年3月1日業務分より 以下の報酬へ変更



基準時間 人数	基本報酬(適格請求書発行事業者)				基本報酬(消費税免税事業者)			
	半日4 4時間	半日6 6時間	一日10 10時間	一日13 13時間	半日4 4時間	半日6 6時間	一日10 10時間	一日13 13時間
FIT(1-9名)	24,500円	29,500円	34,500円	40,500円	24,000円	29,000円	34,000円	40,000円
団体(10名UP)	27,500円	32,500円	38,500円	45,500円	27,000円	32,000円	38,000円	45,000円

GMT登録通訳案内士業務委託報酬基準

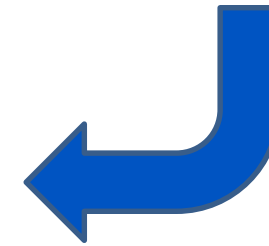
2024年3月1日業務分より 以下の追加報酬へ変更

II. 追加報酬(記載の報酬は全て消費税10%税込)

			事業者種別		
			選定請求業務行事業者	消費税免税事業者	
1	基準時間超過加算金	13時間以上業務した場合に60分毎に適用	3,000円	3,000円	
2	深夜・早朝業務加算金	午後10時過ぎ～翌午前7時まで業務した場合に適用	3,000円	3,000円	
3	長距離移動加算金	業務のため、単独移動で「就業開始地点への着任」又は「業務終了地点からの帰任」に要する時間が2時間以上、又は移動距離が100km以上の場合に適用	6,000円	6,000円	
4	前後泊加算金	宿泊実費とは別に支払う。但し、食事補助費の加算は行わない。	4,000円	4,000円	
5	事前・事後打合加算金	GMT又はお客様との打合せ業務に適用。但し便宜上の打合せ、帰着後精算業務には適用しない。	6時間迄	5,000円	5,000円
			6時間超	10,000円	10,000円
6	複数言語業務加算金 ※1日当たりにつき	GMTからの依頼で複数言語で業務を行った場合に適用	8,000円	8,000円	
7	通訳業務加算金 ※1日当たりにつき	観光地・TV・その他訪問先において、通訳業務の依頼があった場合に適用	別途事前協議	別途事前協議	

II. 追加報酬(記載の報酬は全て消費税10%税込)

		①2023年4月1日～9月30日 企業業務	②2023年10月1日～	③観光地業務	
1	基準時間超過加算金 ※13時間以上30分につき	午後10時00分～午前6時59分に業務した場合に適用 午前7時00分～午後9時59分に業務した場合に適用	1,600円	1,600円	1,600円
2	深夜・早朝業務加算金	基準時間内に午前7時まで、午後10時過ぎに業務した場合に加算。但し、基準時間超過加算金とは同時に加算しない。	2,200円	2,200円	2,200円
3	遠距離移動加算金 ※日帰り観光の場合で右記ツアーは基本報酬に追加報酬を加算する。尚、交通費等による遅延があっても業務時間は依頼時の基準時間とし、超過報酬を加算しない。	①横浜からの日光一日ツアー	4,300円	4,300円	4,300円
		②横浜からの富士・箱根ツアー	3,200円	3,200円	3,200円
		③京阪神地区からの広島一日ツアー	3,200円	3,200円	3,200円
		④東京からの京都一日ツアー	3,200円	3,200円	3,200円
4	長距離移動加算金 ※業務のための長距離移動(概ね2時間又は100km以上)の場合。 ①東京を基とした場合、箱根(小田原地区を除く)(2日)、日光(100km)等はこれに該当	①前泊を伴う単独移動 ※前泊加算金は支払わない	10,500円	10,500円	10,400円
		②後泊を伴う単独移動 ※後泊加算金は支払わない	10,500円	10,500円	10,400円
5	長距離移動加算金(クルーズ) ※クルーズの寄港地から寄港地への移動日(2時間以上、又は100km以上の場合はみ適用)	①単独移動で就業開始地点への着任又は「業務終了地点からの帰任」に要する時間が2時間以上、又は移動距離が100km以上の場合はみ適用	5,300円	5,300円	5,300円
		②移動日に宿泊を伴う場合	10,500円	10,500円	10,300円
		③移動日に帰宅又は自宅からの合流の場合	5,300円	5,300円	5,300円
6	前後泊加算金	④就業日に翌日の寄港地へ移動し宿泊を伴う場合	5,300円	5,300円	5,300円
		⑤就業日翌日の寄港地へ移動し宿泊を伴う場合	5,300円	5,300円	5,300円
7	事前事後打合加算金	GMTとの打合せ又はオナーナイザー打合せ業務に適用。但し便宜上の打合せ、帰着後精算業務は対象としない。	2時間まで 半日代金 10,500円	2時間まで 半日代金 10,500円	2時間まで 半日代金 10,400円
			一日代金 15,800円	一日代金 15,800円	一日代金 15,600円
8	チーフ加算金	一日・・・1,100円×(バス台数)、半日・・・550円×(バス台数)	同左	同左	同左
9	見物いかなの同乗加算金	一日(同乗見物いかな)に適用しない	1,100円	1,100円	1,100円
10	観光通訳業務以外の通訳業務等を行った場合の加算金	TVの場合で訪問先での通訳手配が無く担当が不在に通訳業務の依頼があった場合に加算する。但し、観光通訳業務中の悪者ショー・芸舞等はこれに含まない。	5,300円 /一日毎	5,300円 /一日毎	5,300円 /一日毎
			一日加算金 10,500円	一日加算金 10,500円	一日加算金 10,400円
11	2ヶ国語で観光通訳をする場合		半日加算金 7,400円	半日加算金 7,400円	半日加算金 7,300円
12	特別観光通訳加算金	京華舞踊の司会進行、向島舞者ショー等が該当するが、その後不明の場合は事前に販売担当が承認した場合のみとす	3,200円	3,200円	3,200円



※本タリフに記載の無い特殊案件(通訳案内以外の業務、同時通訳等)の場合は、別途追加報酬の支払いを検討する。

改定のポイント

①報酬基準を10~13%値上げ

消費者物価指数、賃金値上率などを参考
例) 団体13時間 ¥39,200 → ¥45,000

②通信費 ¥1,000相当分を報酬へ含む

税務上の問題(明確な領収証がない、請求明細が不明)、現在の申告方式にかかる精算時の負荷削減のため、相当額を報酬額に含めて改定
※1日1,000円を超える通信費が発生した場合は、通信会社からの領収証(請求明細書)に基づいて清算

③新規登録者研修報酬対象者の条件緩和

新規登録であっても経験値により基本報酬の適用へ柔軟な対応

改定のポイント

④ 複雑な追加報酬項目を13→7へ削減

清算時の煩雑さを解消、項目減を他項目の値上げと条件緩和で賄う

【具体的に見直しを行った項目】

ア. 遠距離・長時間加算金の削除

元来13時間を超えることが見込まれる日程について設定された項目だが、新報酬基準では13時間を超えた場合は基準時間超過加算金で時間単位でお支払いすることに改定する

イ. 事前事後打合加算金の「1日料金」の削除

利用実績が著しく少ないため、内訳項目を整理する

ウ. チーフ・見習いガイド、2か国語加算金の削除

利用頻度が著しく少ないため、特殊案件として業務依頼時に別途追加報酬額を設定する

⑤ 業務取消料の適用日を「前日から」を「5日前から」へ変更

目次

I. 業務委託基本報酬の改定について

II. 改定のポイント

III. その他

その他①

各種業務委託報酬タリフについて

- ・NECガイドマッチング支援システムに掲載いたしますのでご確認ください。
- ・「GMT登録通訳案内士業務委託報酬基準」に関し、クラウドサインでも通知させていただきます。

「クルーズ専用 通訳案内士業務委託報酬」について

- ・当社「クルーズ営業部」発注分に関しては専用の報酬額を設定しています。
(同様に報酬基準を10~13%値上げ)
- ・既に発注済(個別契約締結済)である3月1日以降の業務につきましては
新「クルーズ専用 通訳案内士業務委託報酬」に基づいてご精算ください。

その他②

2月～3月の月跨ぎ業務の精算に関して

- ・2月29日までの業務は現在の請求書(清算書)、3月1日以降の業務は新しい請求書(清算書)をご使用ください。

例)業務日が2月28日～3月2日までのツアー

2/28-29と3/1-2の2枚に分けて請求書(清算書)を作成してください。

下請法抵触事案防止へのご協力に関して

- ・業務終了後は、速やかに精算をお願いします。
- ・報酬額は、タリフ通りに正しく記載し、必ずご確認をお願いします。
- ・万が一、精算漏れ等があった場合、当社は、60日以内にお支払いをする必要があります。期日内にお支払いが完了できるように、くれぐれもご協力をお願いいたします。

その他③

この件に関するお問い合わせ先

JTBグローバルマーケティング&トラベル

レジャー事業本部 仕入商品販売部 オペレーション1課 齊藤利治

Tel : 03- 5796-5470 Fax : 03-5796-5450

E-mail: t_saito451@gmt.jtb.jp



ありがとうございました。

Worldwide Partnership

Global Marketing & Travel | JTB

株式会社JTBグローバルマーケティング&トラベル

<http://www.jtbgmt.com/jp/>

本社所在地

〒140-8604東京都品川区東品川2-3-14 東京フロントテラス

Tel : 03-5796-5400 (代表) Fax : 03-5495-0688